

協賛者募集業務についての倫理及びサービス規律

# 見 本

特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター

Japan Soft Infrastructure Research Center

## 協賛者募集業務についての倫理及び服務規律

本避難誘導案内板整備事業(以下「本事業」という)は、官主導や民間企業のみでの参加ではなく、民・産・官・学一体となった避難・自主防災意識の向上及び住民福祉向上に寄与し、市民の生命・財産を災害から守ることを基本目的とし、協賛者、広告主等を募集・勧誘する活動の活動員(以下「活動員」という)は、地域の発展と安定のため社会へ参加する企業等を情報面・技術面で発掘・底上げし、共に市民らに呼びかけることからその目的を達成しようとするものである。

活動員においては、その活動によって社会性の意義・重要性を市民へ伝播させ、活動がもたらす成果を社会へ捧げるという志を有し、コミュニティの一員である自覚、大らかな気持ちと思いやり、何事にも負けない信念を持って日々の活動に励むものとする。

第1条 この倫理及び服務規律は、特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター(以下「JSI」という)と避難誘導案内板協賛者募集委託契約(業務委託契約)乃至、避難誘導案内板事業広告掲載権譲渡契約(掲載権譲渡契約)をする受託人及び譲受人(法人、個人)(以下「受託・譲受者」という)の服務と協賛者及び広告主(以下「協賛者」という)の条件を定めたものであり、地域住民らの不信を招くような行為を防止し、もって協賛者募集業務(以下「本件業務」という)及び本事業に対する信頼を確保することを目的とする。

第2条 受託・譲受者は、この倫理及び服務規律を遵守し、その業務を誠実に遂行しなければならない。

第3条 受託・譲受者は、本件業務を行う活動員に対し、次の各号に掲げる研修等を修了後、各課程を優秀な成績を修める、もしくはそれと同等の課程を修了後、正式に活動員に指定するものとする。

1. 1次試験として、JSI 理事もしくはそれに準ずる者による面接、人格者たるべき活動員としての適性検査及び履歴・経歴等の書類審査
2. 本件業務に関する理論・理念習得のため、知識及び発想の訓練
3. 2次試験として、本件業務、EQ 及び基礎知識に関する筆記試験
4. 3次試験として、JSI 出題のテーマに沿った論文の作成
5. 活動候補員としての20日間以上の実務・実践訓練
6. 最終試験としての筆記・実務の総合試験
7. その他、必要に応じた講習

第4条 活動員は、年間3回 JSI が開催する講習会に出席し、各課程を優秀な成績にて修了した場合に、活動員の指定が継続するものとする。成績が基準に満たなかった場合は、活動員としての指定を取り消すものとする。但し、JSI が課す補修を受け、再試験を行い、優秀な成績を修めた場合は、活動員の指定を受けられる。

第5条 受託・譲受者は、次の各号の一に該当する協賛者と協賛契約を結んではならない。但し、JSI の承諾がある場合はこの限りではない。

1. 風俗営業者
2. 消費者金融業者(上場会社は除く)
3. 観光産業に寄与しない宗教法人及び政治団体
4. 反社会的事件を犯す等、道義的に認められない団体
5. 社会生活において健康を害する恐れのあるもの、及び商品等を取り扱う者
6. 前各号に準ずる者、その他地方公共団体及び JSI が承諾しない者

- 第6条 表示板の協賛者名等の表示(以下「表示」という)は、各地方公共団体の屋外広告物条例に従わなければならない。尚、各地域の特性を考慮し、周辺環境に配慮した企業及び商品等の表示内容とする。
- 第7条 受託・譲受者は、次の各号の条件を満たさなければならない。
1. 表示は公正で真実でなければならない
  2. 表示は品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重するものでなければならない
  3. 表示は関連法規・社会秩序に従うものでなければならない
  4. 本件業務(啓発活動を含む)に関する報告(日報を含む)は怠ってはならない
  5. JSI から受託・譲受者へ要請があった場合、本件業務の遂行状況を JSI に遅滞なく報告しなければならない
  6. 協賛者に不利益を与えない
  7. 協賛者との契約時に第三者の保証を有して信用力を増した協賛者契約をしてはならない
- 第8条 表示に使用する色彩は、各地方公共団体の屋外広告物条例に従い、奇抜なものにしてはならない。
- 第9条 受託・譲受者は、地方公共団体及び JSI の名誉及び信用を毀損するようなことをしてはならない。
- 第10条 受託・譲受者は、本件業務上の秘密事項を他に漏洩してはならない。
- 第11条 受託・譲受者は、本件業務に関し、不当な金品の借用、または贈与等の利益を受け、または受けようとしてはならない。
- 第12条 受託・譲受者は、本件業務に従事しているときに政治活動、宗教活動、その他本事業を利用した本事業以外の業務を行ってはならない。
- 第13条 受託・譲受者は、JSI の承認を得ないで本件業務に支障があると認められる他の業務に従事し、または事業を営んではならない。
- 第14条 受託・譲受者は、本件業務の遂行に当り必要な資料・事務用品・什器等で JSI より貸与されたものについては、責任をもって管理し、契約終了時には速やかに JSI に返還するものとする。
- 第15条 受託・譲受者は、本件業務遂行上、一時的に保管・管理する原稿その他のものについては、これを協賛者へ引き渡すまでに生じた紛失・滅失・毀損等に対して一切の責任を負うものとする。
- 第16条 受託・譲受者は、次の事項を守って本件業務に精励しなければならない。
1. 常に安全、衛生、健康に留意する
  2. 指示に対して的確な状況判断をし、遅滞なく報告をする
  3. 社会的責任を自覚し、常にコミュニティとの良好な関係を保つ
- 第17条 受託・譲受者は、必要とされる情報公開を行うものとする。
- 第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、就業を禁止し、または退勤を命ずることがある。
1. 風紀をみだす者
  2. 酒気を帯びている者
  3. 衛生上有害であると認められる者
  4. 火気、凶器その他の危険物を携帯するもの
  5. その他 JSI が必要を認めたもの

- 第19条 受託・譲受者は、地方公共団体及び JSI の許可なく本件業務の遂行上地方公共団体及び JSI の名称を使用してはならない。本件業務以外の目的で地方公共団体及び JSI の名称、設備、什器備品等を一切使用してはならない。
- 第20条 受託・譲受者は、地域住民への防災に対する啓発活動の意義を十分理解し啓発活動を積極的に行うものとする。
- 第21条 本倫理及び服務規律、業務委託契約及び、掲載権譲渡契約を逸脱し、各条項の内容が理解できていないと JSI が認める者は、活動員としての活動を一時停止し、もしくは活動員の資格を付与しない。本倫理及び服務規律、業務委託契約及び、掲載権譲渡契約に違反した場合は、活動員としての資格を剥奪することがある。その場合、受託・譲受者は JSI に対して何ら異議を唱えることができないものとする。
- 第22条 受託・譲受者は、本倫理及び服務規律を踏まえ JSI が別に締結する業務委託契約乃至掲載権譲渡契約に従い、本件業務を誠実に遂行するものとし、各契約期間満了後においても各条項・規定を遵守する義務を有す。
- 第23条 受託・譲受者は、本倫理及び服務規律の内容についての確認の証に、下記に署名・押印し、JSI へ提出するものとする。

平成 16 年 月 日

受託・譲受者 住 所  
社 名  
代表者